

第71号議案

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 柴原 慎一

住所

氏名 功刀 岳秀

住所

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木 史朗

理由

副市長 武田敏明氏の任期が本年7月19日をもって満了し、副市長 高宮茂隆氏が本年7月7日をもって退職するため、その後任の副市長を選任したいが、柴原慎一氏及び功刀岳秀氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 1 6 2 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 1 6 3 条（抜粋） 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。

長崎市副市長定数条例

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 1 条第 2 項の規定により、副市長の定数を 2 人とする。

第72号議案

農業委員会の委員の任命について

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

氏名 井川 義英

住所

氏名 池田 憲二

住所

氏名 岩永 一也

住所

氏名 岩本 隆

住所

氏名 植田 正和

住所

氏名 尾崎 正孝

住所

氏名 上 川 満 治

住所

氏名 柴 原 恵

住所

氏名 野 中 麻 美

住所

氏名 平 尾 政 博

住所

氏名 増 田 茂

住所

氏名 松 尾 隆 治

住所

氏名 峰 忠 幸

住所

氏名 森 保 欣 也

住所

氏名 森 山 安 男

住所

氏名 柳 川 八百秀

住所

氏名 山 口 眞佐栄

住所

氏名 山 崎 実 男

住所

氏名 吉 村 亜也子

住所

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

農業委員会の委員 赤瀬孝則氏、井川義英氏、石橋一次氏、岩永一也氏、岩本隆氏、後山裕義氏、上川満治氏、田平孝廣氏、鳥越悦子氏、平尾政博氏、松尾隆治氏、峰忠幸氏、森山安男氏、柳川八百秀氏、山口邦俊氏、山口眞佐栄氏、山崎実男氏、山脇貞雄氏及び吉村亜也子氏の任期が本年7月19日をもって満了するため、その後任の委員を任命したいが、井川義英氏、池田憲二氏、岩永一也氏、岩本隆氏、植田正和氏、尾崎正孝氏、上川満治氏、柴原恵氏、野中麻美氏、平尾政博氏、増田茂氏、松尾隆治氏、峰忠幸氏、森保欣也氏、森山安男氏、柳川八百秀氏、山口眞佐栄氏、山崎実男氏及び吉村亜也子氏を適任者と認め任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

農業委員会等に関する法律

第 8 条第 1 項 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第 10 条第 1 項 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

長崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例

第 2 条 長崎市農業委員会の委員の定数は、19 人とする。

第73号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 宮 崎 英 樹

住所

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

固定資産評価審査委員会の委員 宮崎英樹氏の任期が本年9月26日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、同氏を適任者と認め再び選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方税法

第 4 2 3 条第 3 項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 2 3 条第 6 項 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 2 号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 西 本 徳 明

住所

令和 5 年 7 月 7 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

監査委員 柴原慎一氏が本年 7 月 1 9 日をもって退職するため、その後任の監査委員を選任したいが、西本徳明氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第195条第2項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。